

市報むらかみ有料広告掲載募集要項

地域経済の活性化と自主財源の確保を目的に、「村上市有料広告掲載要綱」の規定に基づき、「市報むらかみ」に掲載する有料広告（以下「広告」という。）を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

1 広告掲載媒体

- （１）市報むらかみ
- （２）発行部数：23,600部／回

2 広告応募資格

村上市有料広告掲載に関する基準第４条の規定により規制する業種又は事業者でないこと。

3 広告掲載基準

村上市有料広告掲載に関する基準第５条の規定に該当しないこと。

4 広告規格及び掲載位置など

区分	発行号	規格	掲載位置	募集枠数	色
通常枠	１日号及び 15日号お知らせ版	縦 47mm×横 87mm	中ページ下段	6 枠	1 色
合併枠	15日号お知らせ版	縦 47mm×横 177mm	表紙・裏表紙下段	2 枠	1 色
カラー枠	１日号	縦 113mm×横 97mm	裏表紙下段	1 枠	4 色

※応募状況により、枠数を拡大する場合がある。

※掲載場所の指定はできない。

※応募多数の場合は、抽選により決定する。

5 広告区分と広告掲載料

広告掲載料は次のとおりとする。なお、市内事業所とは市内に住所または営業所等を有するものをいい、市外事業所とはそれ以外のものをいう。

区分		市内事業者	市外事業者
通常枠	1 回分	8,000円	10,000円
	4月１日号～9月１日号 連続掲載（9回分）	63,000円	81,000円
	10月１日号～3月１日号 連続掲載（6回分）	42,000円	54,000円
合併枠	1 回分	20,000円	25,000円
カラー枠	1 回分	50,000円	65,000円

※広告掲載料は、消費税を含んだ金額である。

※令和７年７月から、15日号お知らせ版は発行しない。

6 広告申込み手続

(1) 募集方法

市報むらかみ及び市ホームページ等により行うものとする。

(2) 申込期限

広告掲載を希望する市報むらかみ発行日の40日前とする。

※申込期限が閉庁日の場合は、その直前の開庁日を申込期限とする。

(3) 応募方法

市報むらかみ有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、掲載する広告の見本を添えて、直接又は郵送、Eメールにて提出すること。（FAX不可）なお、申込書は企画戦略課に備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードすること。

(4) 前記による申込みは、村上市電子申請システムを用いて行うことができるものとする。

(5) 提出先

村上市役所企画戦略課企画政策室

〒958-8501 新潟県村上市三之町1-1

電話 (0254) 53-2111(代)

Eメール seisaku-k@city.murakami.lg.jp

7 広告内容の審査と掲載の決定

(1) 申込み受付後、内容等について「村上市有料広告掲載に関する基準」に従って審査し、掲載の可否を決定する。

(2) 審査による可否は、市報むらかみ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は市報むらかみ有料広告非掲載決定通知書（様式第3条）により通知する。

(3) 市内事業者を優先し、枠に空きがある場合に限り、市外事業者の広告を掲載できるものとする。

(4) 市長は、広告の内容について、必要に応じて申込者に対して修正を求めることができるものとする。

8 広告内容の責任

広告の内容に関する責任は、広告掲載者（以下、「広告主」という。）が負うものとする。

9 広告内容の変更

広告を連続掲載する場合は、発行号に応じて広告内容を変更することができるものとする。

10 広告原稿（版下）の作成と提出

広告主は、掲載しようとする広告の原稿（版下）を作成し、市が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

11 広告原稿（版下）提出方法

(1) 広告原稿（版下）の電子データは、GIF、JPEG又はPNG形式で提出すること。

(2) 広告原稿（版下）の電子データは、原則としてEメール及び村上市電子申請システムに添付して提出するものとする。なお、ファイルサイズは、2MB以下で提出すること。都合により持参または郵送となる場合は、CD-Rに保存して提出すること。

※提出した媒体は返却しない。

12 広告掲載料の納入

広告掲載料については、市報むらかみ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）に記載された額を、同封する納付書により市が指定する金融機関で納期限までに一括で納入すること。

13 広告掲載料の還付

一度納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない等、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

14 広告掲載決定の取消し

市長は、次のいずれかに該当する場合において、広告掲載の決定を取り消すことができる。取り

消す場合は、市報むらかみ有料広告掲載取消等通知書（様式第4号）にて通知する。

（1）指定する期日までに広告原稿（版下）の提出がない場合

（2）納期限までに広告掲載料の納入がない場合

15 広告掲載の取消し

市長は、広告掲載の内容が、村上市有料広告掲載要綱第3条に規定するいずれかに該当することとなった場合は、広告掲載を取消し又は中止することができる。取消し又は中止する場合は、市報むらかみ有料広告掲載取消等通知書（様式第4号）により通知し、広告掲載料は還付しない。

16 広告掲載の取りやめ

広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめる場合は、市報むらかみ有料広告掲載取りやめ申出書（様式第5号）により、市長に申し出ることができる。この場合において、広告掲載料は還付しない。

17 その他

この要項に定めるもののほか、広告掲載に際し、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成23年12月8日より実施する

附 則

この要項は、平成24年3月6日より実施する

附 則

この要項は、平成24年5月22日より実施する

附 則

この要項は、平成27年2月1日より実施する

附 則

この要項は、令和4年1月20日より実施する

附 則

この要項は、令和4年4月1日より実施する

附 則

この要項は、令和5年4月1日より実施する

附 則

この要項は、令和6年4月1日より実施する

附 則

この要項は、令和7年4月1日より実施する